

# 令和6年度 償却資産（固定資産税）申告の手引

市税行政につきましては、平素から格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、固定資産税は、土地・家屋だけではなく、事業用の償却資産にも課税されます。個人や法人で事業を営んでおられ、かつ、茨木市内に償却資産を所有されている方は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在における償却資産（事業用資産）を1月31日までに茨木市長（窓口は茨木市総務部資産税課）に申告していただくことになっておりますので、この「申告の手引」をご覧の上、提出していただきますようお願い申し上げます。

## ☆ お 願 い ☆

- ☆ 今年の申告書の提出期限は、**令和6年1月31日（水）**です。
  - ※ 提出期限直前になりますと、受付が大変混雑しますので、1月12日（金）頃までに提出くださいますよう、ご協力をお願いします。
- ☆ 提出は「eLTAX」、「郵送」又は「窓口への持参」のいずれでも結構です。
- ☆ 申告書（控用）に受付印が必要な場合は、2枚（提出用、控用）の提出をお願いします。
  - ※ 郵送で、控用の返送を希望される場合は、必ず切手を貼った返信用封筒を同封してください。
- ☆ 該当する資産がない場合や、資産の増減がない場合、また、廃業・休業・解散・移転等の場合は、その旨を申告書の備考欄に記載の上、提出してください。
- ☆ 決算時期等の関係で当初申告に修正が必要な場合は、速やかに修正申告をお願いします。

## ☆ 申告書のダウンロードについて

申告書や種類別明細書は茨木市ホームページよりダウンロードできますので、各種様式が必要な際にご利用ください。



申告についてのお問い合わせ・提出先

〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号

茨木市 総務部 資産税課 家屋係

（本館2階 11番窓口）

TEL (072) 622-8121 内線 2265~2268

# 《 目 次 》

1	償却資産とは	1
2	申告書の提出について	2～3
	(1) 申告していただく方	
	(2) 提出していただく書類	
	(3) 電子申告について	
3	申告に当たって注意していただくこと	4～8
	(1) 償却資産として取り扱う家屋の建築設備	
	(2) 申告が必要な資産で特に注意していただくもの	
	(3) 申告していただく必要のない資産	
	(4) その他の取扱いについて	
4	評価と課税等	8～9
	(1) 評価額の算出	
	(2) 決定価格	
	(3) 課税標準額	
	(4) 税額と免税点	
	(5) 納税通知書及び納付時期	
5	虚偽の申告をした場合又は申告をしない場合	9
6	調査協力をお願い	9
7	〈参考〉申告対象となる主な償却資産(業種別)	10
8	申告書の記載例	11～13
	(1) 償却資産申告書の書き方	
	(2) 種類別明細書の書き方(増加資産・全資産用)	
	(3) 種類別明細書の書き方(減少資産用)	

# 1 償却資産とは

固定資産の対象となる償却資産は、土地、家屋以外の事業に用いることができる有形の資産で、その減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要経費にされるものです。

具体的には、会社や個人で、工場や商店などを経営している方や、駐車場・賃貸マンション・アパート等を貸し付けている方、農業を営んでいる方が、\*その事業の用に供することができる資産です。

※ 「事業の用に供する」とは、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用している場合だけでなく、他に貸し付けている場合も含まれます。

## ○ 償却資産の種類

固定資産の対象となる償却資産には6種類あり、具体的には次のようなものです。  
(茨木市には3 船舶と4 航空機はないものとして、省略しています。)

資産の種類	具 体 例
1 構 築 物 (建物附属設備)	橋、岸壁、軌道、貯水池、煙突、水槽、道路、駐車場の舗装、広告塔、門、庭園(庭園を構成する庭石・立木・植栽等)、その他土地に定着する土木設備等、仮設建物、簡易間仕切、生産用給排水設備、ネオンサイン、看板、LAN設備(サーバー・ルーター・配線等)、屋外電灯(配線)、屋外給排水設備、屋外消火栓設備 等
2 機 械 及 び 装 置	機械式駐車設備、食料品・繊維製品・木材製品等製造設備、鉄鋼金属・窯業・鋳業・印刷等製造機械、建設機械(ブルドーザー・パワーショベルその他の自走式作業機械)、その他物品の製造修理等に使用する機械及び装置、太陽光発電設備 等
5 車 両 及 び 運 搬 具	大型特殊自動車(ロードローラ・ショベルローダ・フォークリフト等)・自転車・手押し車 等 ※ 自動車税・軽自動車税の対象(自動車、軽自動車、原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車)を除く
6 工 具 、 器 具 及 び 備 品	測定工具、切削工具、応接セット、机、金庫、その他事務機器、エアコン、テレビ、レジスター、ショーケース、陳列ケース、冷蔵庫、自動販売機、理美容機器、医療用機器、測定機器、通信機器、光学機器、パソコン、コピー機器、防犯カメラ機器、消火器 等

## 2 申告書の提出について

### (1) 申告していただく方

令和6年1月1日現在、茨木市内に事業の用に供することができる償却資産を所有している方（他に貸し付けている償却資産が茨木市内に所在している場合も含まれます。）

なお、申告書は、資産の増加・減少のない方、免税点未満（課税標準額の合計が150万円未満）の方も下記の方法で提出してください。また、廃業・転出等の場合でもその旨を記入の上、提出してください。

### (2) 提出していただく書類

#### ○ 前年度以前に申告された方（電算申告は除く。）

次の表の「申告の区分」欄で、○印のついている書類を提出してください。同封した令和5年1月1日現在の償却資産の一覧表を参照し、資産の増減がある場合は種類別明細書に資産の増減を記入してください。

（各書類の書き方は、P.11～P.13「記載例」をご覧ください。）

申告の区分	提出書類 申告書	種類別明細書		留意点
		増加資産用	減少資産用	
資産の増減がない方	○	×	×	申告書「18.備考」欄に「増減なし」と記入する。
増加した資産がある方	○	○	×	増加資産用種類別明細書に前年中に増加した全資産を記入する。
減少した資産がある方	○	×	○	減少資産用種類別明細書に前年中に減少した全資産を記入する。
増加・減少資産の両方ある方	○	○	○	前年中に増加した資産は、増加資産用種類別明細書に、前年中に減少した資産は、減少資産用種類別明細書に、それぞれ記入する。
廃業・転出等をされた方	○	×	×	申告書「18.備考」欄に廃業・転出などの理由と、その年月日を記入する。
既存の資産で耐用年数の変更がある方	○	別添送付の「償却資産の一覧表」		「償却資産の一覧表」の耐用年数欄に朱書で改正後の耐用年数を記入する。

- ※ 前年中とは、令和5年1月2日～令和6年1月1日までの間をいいます。
- ※ 令和5年1月1日以前の資産の増加・減少について、申告漏れがあった場合は、今回その分を含めて申告してください。また、各年度の修正申告もご提出ください。
- ※ 該当する資産がない場合でも、事業所把握のため必要ですので、申告書の備考にその旨を記載して提出していただきますようお願いいたします。

## ○ 初めて申告される方及び電算申告される方

次の表の「申告の区分」欄で、○印のついている書類を提出してください。

申告の区分 \ 提出書類	申告書	種 類 別 明 細 書	留 意 点
		増加資産・全資産用	
申告する資産がある方	○	○	種別別明細書には茨木市内に所在する <u>全資産</u> を記入する。
申告する資産がない方	○	×	申告書「18.備考」欄に「該当資産なし」と記入する。今後も資産が生ずる見込がない場合は、更に「登録抹消」と記入する。（その後、資産が生じたときは、必ずご連絡ください。）

※ 電算申告される方は、以下の要件を全て満たす書類を提出していただくことになります。

- ① 「償却資産申告書」及び「種別別明細書」が総務省令で定める（当市が送付した書類と同様の）様式であること。（所有者コードを忘れずに入力してください。）
- ② 全資産について1月1日現在の評価額を記載し、申告書の下段についても計算結果が記入されていること。
- ③ 「全資産」とともに「増加資産」、「減少資産」の明細が添付されていること。

※ 令和5年1月1日以前の資産の増加・減少について申告漏れがあった場合は、今回その分を含めて申告してください。また、各年度の修正申告もご提出ください。

※ 該当する資産がない場合でも、事業所把握のために必要ですので、申告書の備考欄にその旨を記載して提出していただきますようお願いいたします。

### (3) 電子申告について

茨木市では、地方税共同機構が運営する地方税ポータルシステム（eLTAX エルタックス）を利用した電子申告の受付も行っていますので、ぜひご利用ください。詳しくはeLTAXのホームページをご覧ください。

### 3 申告に当たって注意していただくこと

#### (1) 償却資産として取り扱う家屋の建築設備

家屋の建築設備には、家屋に含まれるものと償却資産として取り扱うものがあります。屋外に設置された、給水塔、ガス及び水道の配管、太陽光発電設備、独立煙突等は、家屋と構造上一体となっているものではなく、家屋での評価に含まれないため、償却資産としての申告が必要となります。

※ 但し、太陽光発電設備について、屋根仕上げとなる屋根材一体型の場合は家屋として評価するため申告不要です。

#### ○ 建築設備における家屋と償却資産の区分

家屋の所有者と異なる者（賃借人）が貸しビル・貸店舗等に施工した内装、造作、建築設備等については、家屋・償却資産区分申出書により、賃借人の償却資産として取り扱うことができます。固定資産税における取扱いでは、家屋と償却資産を区分して評価します。

#### (2) 申告が必要な資産で特に注意していただくもの

- ・ 福利厚生用に供するもの
- ・ 遊休・未稼働の償却資産であっても、令和6年1月1日現在、事業の用に供することができる状態にあるもの
- ・ 企業会計上、建設仮勘定で経理されている資産であっても、その一部が令和6年1月1日までに完成し、事業の用に供されているもの
- ・ 帳簿に記載されていない簿外資産であっても、令和6年1月1日現在において事業の用に供しているもの
- ・ 耐用年数を経過した資産で法定の減価償却が終わり、帳簿上残存価格のみ計上されている資産であっても、現に事業の用に供しているもの
- ・ 精算中の法人が所有する事業用資産のうち、その法人が自ら精算事務の用に供しているもの及び他の事業者が事業用資産として貸し付けているもの
- ・ 駐車場の舗装路面、フェンス等の資産（該当する資産がある場合は、構築物として申告してください。）

#### (3) 申告していただく必要のない資産

- ① 家屋（家屋の建築設備には、償却資産に含まれるものがありますので、上記「(1) 償却資産として取り扱う家屋の建築設備」を参考にしてください。）
- ② 無形減価償却資産（ソフトウェア、特許権、電話加入権等）

- ③ 自動車税、軽自動車税の対象となる自動車、軽自動車、小型特殊自動車（乗用式のトラクタやコンバイン、フォークリフト等を含む）、二輪の小型特殊自動車、二輪の小型自動車、原動機付自転車（下記「※小型特殊自動車等の課税について」を参考にしてください。）
- ④ 耐用年数（使用可能期間）が1年未満又は取得価額が10万円未満の償却資産について、税務会計上固定資産として計上しない物（一時に損金算入しているもの又は必要経費としているもの）
- ⑤ 取得価額20万円未満の償却資産を、税務会計上3年間で一括償却しているもの
- ⑥ ファイナンス・リース取引に係るリース資産で、その所有者が取得した際の取得価額が20万円未満のもの

### 【※小型特殊自動車等の課税について】

乗用装置のあるトラクタ、コンバイン、田植機などの農耕作業用自動車や、フォーク・リフト、ショベル・ローダなどの小型特殊自動車は軽自動車税の課税対象です。所有されている方は軽自動車税の申告をお願いいたします。

◇ 課税対象となる小型特殊自動車と大型特殊自動車の違い

区分		農耕作業用	その他	
小型特殊自動車	自動車の大きさ	長さ	4.7 m以下	
		幅	1.7 m以下	
		高さ	2.8 m以下	
	総排気量		制限なし	制限なし
	最高速度		時速35 km未満	時速15 km以下
	構造		農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車（コンバイン）、田植機、農耕作業用トレーラ及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車	ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリヤ、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車
税目		軽自動車税	軽自動車税	
大型特殊自動車	基準	時速35 km以上	小型特殊自動車の大きさ、最高速度の基準をこえるもの	
	税目	固定資産税（償却資産）	固定資産税（償却資産）	

◇ お問い合わせ・提出先

茨木市 総務部 市民税課 諸税係（本館2階12番窓口）

電話 072-622-8121（内線 2255）

※ 少額償却資産（④・⑤）について

国 税 (法人税・所得税)	地 方 税 (固定資産税)	申告の 必 要
使用可能期間が1年未満又は取得価額が10万円未満のものは、一時に損金（必要な経費）に算入可	一時に損金（必要な経費）に算入されたものは、課税客体としない	無
当該法人等の有する減価償却資産（取得価額が20万円未満）を一括して3年間で損金（必要な経費）に算入可（「一括償却」）	「一括償却」の対象とされたものは課税客体としない	無
個別償却	課税客体となる	有

【 ※ 租税特別措置法の特例を受けている資産について 】

租税特別措置法の特例により、中小企業に該当する個人または法人が取得した、30万円未満の資産は国税では即時償却できますが、固定資産税（償却資産）では特例の適用はありません。特例を適用している資産がありましたら、耐用年数を決定し、ご申告下さい。

（4）その他の取扱いについて

○ 耐用年数について

耐用年数については、総務省の法令データ提供システムから「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」で検索ができます。

なお、平成20年度の税制改正で、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」が改正され、機械及び装置を中心に、資産区分の見直し、耐用年数の変更が行われましたのでご注意ください。

○ 短縮耐用年数について

国税局長の承認を受け耐用年数の短縮を行っている資産については、承認された耐用年数に基づき評価を行いますので、承認を受けたことを証する書類の写しを申告書に添付してください。

○ 増加償却について

税務署長に増加償却の届出を行っている場合、償却資産の評価上、控除額の加算を行うことができますので、届出書の写しを申告書に添付してください。

○ 圧縮記帳について

圧縮記帳は固定資産税においては認められておりません。したがって、圧縮記帳を行った場合は、当該圧縮額を含めた実際の取得価額を記載してください。



## ○ リース取引について

ファイナンス・リース取引による資産については、所有者課税の原則に基づき、下表のとおり申告者が所有権の移転により異なります。

リースの種類	所有者	申告する人
所有権移転外	貸主	貸主
所有権移転	貸主と借主の共有	借主

## ○ 消費税の取り扱いについて

取得価額における消費税の取り扱いについては、法人税法に係る個別取扱通達である「消費税法等の施行に伴う法人税の取り扱いについて」において定められており、個々の資産ごとではなく固定資産全体の処理方針として、税抜経理方法と税込経理方法のいずれかを採用することとなっています。税抜経理方法であれば消費税分を含まない額、税込経理方法であれば消費税分を含む額が取得価額となります。

## ○ 課税標準の特例について

地方税法第349条の3、同法附則第15条、及び56条に規定する一定要件に該当する償却資産については、課税標準の特例が適用され、税負担の軽減が図られています。該当する資産を所有されている方は、「固定資産税（償却資産）非課税及び課税標準の特例適用資産申告書」を提出してください。

※特例の詳細や固定資産税（償却資産）非課税及び課税標準の特例適用資産申告書は茨木市資産税課のホームページをご覧ください。

### ※ 特例資産の種類

#### ◇ 中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例について（令和5年4月1日以降取得分）

※令和5年3月31日以前取得分については茨木市資産税課ホームページをご確認ください。

令和5年4月1日から先端設備等導入計画にかかる新たな固定資産税の特例措置が創設されました。租税特別措置法に規定する中小事業者等が令和5年4月1日から令和7年3月31日までに、中小企業等経営強化法に規定する先端設備等導入計画の認定を受け、取得した一定の償却資産について、固定資産税の課税標準額となる価格が軽減されます。

#### ◎期間、特例率

##### 【賃上げ表明がない場合】

取得した翌年から3年間、2分の1

##### 【賃上げ表明がある場合】

(1) 令和6年3月31日までに取得した設備等

⇒取得した翌年から5年間、3分の1

(2) 令和6年4月1日から令和7年3月31日までに取得した設備等

⇒取得した翌年から4年間、3分の1

### ◎対象設備等

設備の種類	最低取得価格
機械装置	160 万円以上
測定工具及び検査工具	30 万円以上
器具及び備品	30 万円以上
建物附属設備 ※1	60 万円以上

※1 償却資産として課税されるものに限りです。

### ◎提出していただく書類について（償却資産）

- ・ 固定資産税（償却資産）非課税及び課税標準の特例適用資産申告書
- ・ 認定を受けた先端設備等導入計画の写し
- ・ 先端設備等導入計画にかかる認定書の写し
- ・ 投資計画に関する確認書（認定支援機関確認書）
- ※ 賃上げ表明がある場合は併せて下記の書類が必要です。
  - ・ 従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面
- ※ リース会社が申告する場合は併せて下記の書類の提出が必要です。
  - ・ リース契約書の写し
  - ・ 公益財団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書

※ 先端設備等導入計画の詳細については、茨木市商工労政課・中小企業庁のホームページをご覧ください。

## 4 評価と課税等

### （1）評価額の算出

固定資産評価基準に基づき、取得価額を基礎として、取得後の経過年数・耐用年数に応ずる減価率による定率法によって減価を考慮して評価額を求めます。

ア 前年中に取得した資産 取得価額 × 減価残存率（A）

イ 前年前に取得した資産 前年度の評価額 × 減価残存率（B）

ただし、イにより求めた額が、（取得価額 × 5%）よりも小さい場合は、その資産が本来の用に供されている限りは、取得価額 × 5%により求めた額を評価額とします。（※耐用年数に応ずる減価率についてはP. 9を参照）

### （2）決定価格

（1）で算出した評価額の全資産合計が決定価格となります。

### （3）課税標準額

通常は、（2）の決定価格が課税標準額となります。課税標準の特例が適用される資産は、決定価格に特例率を掛けた額が課税標準額となります。

## (4) 税額と免税点

税額は、課税標準額の 1.4/100です。

なお、課税標準額の合計額が150万円未満のときは、免税点未満となり課税されません。

## (5) 納税通知書及び納付時期

納税通知書は 5月初旬 に送付します。

令和6年度の納期限は、1期5月31日、2期7月31日、3期9月30日、4期1月6日の4回です。

### 耐用年数に応ずる減価率表 (抜粋)

耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率	
	前年中(A) 取得のもの	前年前(B) 取得のもの		前年中(A) 取得のもの	前年前(B) 取得のもの		前年中(A) 取得のもの	前年前(B) 取得のもの
2	0.658	0.316	7	0.860	0.720	17	0.936	0.873
3	0.732	0.464	8	0.875	0.750	20	0.945	0.891
4	0.781	0.562	9	0.887	0.774	25	0.956	0.912
5	0.815	0.631	10	0.897	0.794	50	0.977	0.955
6	0.840	0.681	15	0.929	0.858	100	0.988	0.977

## 5 虚偽の申告をした場合又は申告をしない場合

申告すべき事項について虚偽・過少の申告をした場合、又は正当な理由がなく申告をしない場合は、罰則規定により罰金又は過料を科せられることがあります。(地方税法第385条、同386条)

## 6 調査協力をお願い

地方税法第354条の2(書類の閲覧等)の規定により、税務署が保有する国税資料の閲覧を行っています。閲覧の結果、地方税法第353条(質問検査権)及び第408条(実地調査)に基づいてお問い合わせや資料の提供依頼及び実地調査を行うことがありますので、その際にご協力をお願いいたします。

また、調査に伴って修正申告をお願いすることがありますが、その場合の課税は資産の取得年次に応じて地方税法第17条の5第5項の規定により、遡及(最長5年度間)することがありますので、あらかじめご承知おきください。

## 7 参考 申告対象となる主な償却資産(業種別)

業 種	資 産 の 名 称
共 通	駐車場設備・舗装路面・受変電設備・応接セット・机・椅子・金庫・ルームエアコン・テレビ・レジスター・コピー機・パソコン・その他の事務機器・ロッカー・看板・広告塔・陳列ケース・防犯設備(カメラ等機器)・外構工事(フェンス等)・太陽光発電設備 等
医 ( 歯 ) 業	各種医療機器(手術機器・レントゲン装置・歯科診療ユニット・心電計・電気血圧計・CTスキャン・消毒殺菌用機器・ファイバースコープ等)・薬品戸棚 等
印 刷 業	各種印刷機・裁断機・活字盤鋳造機 等
飲 食 店 業	テーブル・椅子・厨房設備・冷凍庫・冷蔵庫・カラオケセット・放送設備・室内装飾品・製麺機 等
ガソリン給油所	ガソリン計量器・洗車機・独立キャノピー・アスファルト舗装・リフト・地下タンク・コンプレッサー・構内装置 等
建 設 業	大型特殊自動車・ミキサー・パワーショベル・ブルドーザー・ポータブル発電機・コンクリートカッター・ポンプ 等
工 場	動力配線・旋盤・金型・プレス機・溶接機・貯水設備・ボール盤・各種工具 等
コンビニエンスストア	アスファルト舗装・看板・サイン工事・外灯・レジスター・陳列台・冷蔵庫・冷凍庫・温熱ケース・電子レンジ・カウンター・陳列ケース・POSシステム 等
自動車整備業	旋盤・溶接機・コンデンサー・充電器・各種工具 等
製パン業・製菓業	窯・オーブン・スライサー・あん練機・ミキサー・ビニール包装機・厨房設備 等
農 業	耕運機・ビニールハウス・ネット・精米機・農機具 等
パチンコ店・ゲームセンター	パチンコ台・パチスロ台・ゲームマシン・両替機・カード発行機・島工事・POSシステム・ネオンサイン・屋外駐車場 等
不動産貸付業	アスファルト舗装・コンクリート舗装・駐車装置(機械装置・ターンテーブル)・カーポート・自転車置場・ブロック塀・ごみ置場・側溝・フェンス・植え込み(花壇)・門・アーチ・看板・外灯・プロパン庫・防犯カメラ・LAN設備・屋外給排水設備・消火器 等
理容業・美容業	理(美)容椅子・洗面設備・消毒殺菌用機器・ドライヤー・パーマ機・タオル蒸器・サインポール 等

# 8 申告書の記載例 (1) 償却資産申告書の書き方

令和 年 月 日 令和 年度

(申告先) 茨木市長

受付印

住所 (フリガナ) 1 住所 (フリガナ) 氏名 (フリガナ) 2 氏名 (フリガナ) 氏名を記載し、フリガナを付してください。変更があれば修正してください。なお、所有者が法人の場合は、その名称及び代表者の氏名を記載してください。屋号があれば記載してください。

住所又は納税通知書送達先)及び電話番号を正確に記載し、フリガナを付してください。

申告書を提出する年月日を記載してください。

事業の種類を具体的に記載してください(例えば、電子部品製造業、理容業等)。また、法人にあっては、資本金又は出資金等の金額も記載してください。

個人の方は12桁の個人番号を、法人にあっては13桁の法人番号を右詰めで記載してください。

茨木市内で事業を開始した年月を記載してください。

この申告について応答される方の係名、氏名及び電話番号を記載してください。

経理を委託している税理士等の氏名及び電話番号を記載してください。

該当する項目を○で囲んでください。

茨木市内にある事業所等資産の所在地を記載してください。なお、2つ以上資産の所在地がある場合には、それぞれの所在地を記載し、それぞれの番号を○で囲んでください。

借用(リース・レンタル)資産の有無について該当する項目を○で囲んでください。なお、借用資産がある場合には、その資産名及び貸主の名称等を記載してください。

事業所用家屋の所有区分について該当する項目を○で囲んでください。

資産の種類	取得		減価償却		課税標準額 (ト)
	前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	計 (イ)ー(ロ)+(ハ)	
1 構築物	千円 万円	千円 万円	千円 万円	千円 万円	千円 万円
2 機械及び装置	千円 万円	千円 万円	千円 万円	千円 万円	千円 万円
3 船舶	千円 万円	千円 万円	千円 万円	千円 万円	千円 万円
4 航空機	千円 万円	千円 万円	千円 万円	千円 万円	千円 万円
5 車両及び運搬具	千円 万円	千円 万円	千円 万円	千円 万円	千円 万円
6 工具器具及び備品	千円 万円	千円 万円	千円 万円	千円 万円	千円 万円
7 合計	千円 万円	千円 万円	千円 万円	千円 万円	千円 万円

15 茨木市内における事業所等資産の所在地及び名称

16 借用資産 (有・無)

17 事業所用家屋の所有区分

18 備考 (添付書類等)

19 評価額

20 決定価格

21 課税標準額 (ト)

記載の必要はありません。ただし、電算処理により全資産申告を行う事業所は記載を必要とします。

前年中に減少した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。

前年中に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。

[(イ)前年前に取得したもの] - [(ロ)前年中に減少したもの] + [(ハ)前年中に取得したもの]によって算出した、取得合計額を資産の種類別に記載してください。

次のような事項を記載してください。

- ・資産のない方は、「該当資産なし」
- ・前年中、資産の増減がない場合は、「増減なし」
- ・前年中に廃業した場合は、その年月日、転出した場合の年月日及び転出先
- ・「短期耐用年数承認書の写」、「増加償却の届出書の写」等、添付した書類の名称
- ・非課税に該当する資産を所有している場合は、その適用案項
- ・前年度中に所有者の住所、氏名又は名称等、異動があった場合の異動年月日及び旧住所、旧氏名又は旧名称等の参考となる事項
- ・納税管理人を定めている場合は、その者の住所、氏名
- ・その他、この申告に必要な事項及び償却資産の評価について参考となるべき事項

# 8 申告書の記載例

## (2) 種類別明細書の書き方

## (増加資産・全資産・全資産用)

申告の年度を記載してください。

同封の「償却資産申告書」の右上と同様の所有者コードを記載してください。

資産を実際に取得した年月を記載してください。なお、年号については、令和→5、平成→4、昭和→3、大正→2、明治→1と、それぞれの年号に対応する数字を記載してください。

文字は数字を使用し、右詰めで記載してください。

減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1から別表第8まで(別表第3及び第4を除く)に掲げる耐用年数を記載してください。なお、中古資産については、見積耐用年数によっている場合は、その耐用年数を、国税局長の承認を得て短縮耐用年数によっている場合は、その耐用年数を記載してください。なお、平成20年度の法制改正で、資産区分の見直し、耐用年数の変更が行われましたのでご注意ください。

氏名又は名称を記載してください。また、この「種類別明細書(増加資産・全資産用)」について、3枚のうち2枚目というようにページ数を付けてください。

資産が増加したことについて、該当する増加事由の番号を○で囲んでください。

「1.新品取得」、「2.中古品取得」、「3.移動による受入れ」、「4.その他」また、「4.その他」に該当する資産については、摘要欄に具体的に増加理由を記載してください。

次のような該当資産がある場合は、その旨記載してください。

- 課税標準の特例及び非課税資産
- なお、この場合、課税標準の特例適用届出書及び非課税資産届出書が必要で、
- ※届出書の必要な方、詳しくお知らせください。
- 耐用年数の変更及び申告もれ等の資産
- 増加償却を行っている資産
- なお、この場合「増加償却届出書」が必要で、

資産の種類 番号	所有者コード	年度	資産の名称等	取得年月 年号 年号	取得価額	耐用年数	減価償却率	価額	課税標準額	課税標準率	課税標準の特例コード	増加事由	注		
													1	2	
01													1-2	3-4	
02													1-2	3-4	
03													1-2	3-4	
04													1-2	3-4	
05													1-2	3-4	
06													1-2	3-4	
07													1-2	3-4	
08													1-2	3-4	
09													1-2	3-4	
10													1-2	3-4	
11													1-2	3-4	
12													1-2	3-4	
13													1-2	3-4	
14													1-2	3-4	
15													1-2	3-4	
16													1-2	3-4	
17													1-2	3-4	
18													1-2	3-4	
小計															

「1.構築物」、「2.機械及び装置」、「5.車両及び運搬具」、「6.工具、器具及び備品」の資産の種類に対応する1から6までの数字を記載してください。

記載する必要はありません。

注意 「増加事由」の欄は、1.新品取得、2.中古品取得、3.移動による受入れ、4.その他のいずれかに○印を付けてください。「年号」の欄は、令和→5、平成→4、昭和→3、大正→2、明治→1の数字をおきかえて記載してください。

当該資産の取得価額を記載してください。なお、「取得価額」は、償却資産を取得するために通常支出すべき金額(当該償却資産の引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費その他当該償却資産を事業の用に供するために直接支払った費用を含む)をいいます。また、法人税法及び所得税法の規定による圧縮記帳については、償却資産の評価上認められておりませんので、当該圧縮額を含めた実際の取得価額を記載してください。

# 8 申告書の記載例

## (3) 種類別明細書の書き方 (減少資産用)

申告の年度を記載してください。

同封の「償却資産申告書」の右上と同様の所有者コードを記載してください。

### 種類別明細書(減少資産用)

氏名又は名称を記載してください。また、この「種類別明細書(減少資産用)」について、3枚のうち2枚目というようにページ数を付けてください。

資産が減少したことについて、該当する減少事由の番号を○で囲んでください。  
 「1.売却」、「2.滅失」、「3.移動」、「4.その他」  
 また、「4.その他」に該当する資産については、摘要欄に具体的に減少理由を記載してください。  
 また、「1.全部」、「2.一部」の区分を記載してください。

・当該資産が減少した事由について具体的に記載してください。  
 「1.売却」→売却先の所在地等  
 「2.滅失」→滅失の事由等  
 「3.移動」→受け入れ先所在地等  
 「4.その他」→減少の事由等

・前年度申告漏れの減少資産については、減少年月日を記載してください。  
 ・その他、当該資産が減少したことについて、必要な事項を記載してください。

記載する必要はありません。

同封の「償却前年度の資産種類別明細書」を参考にして記載してください。

前年中に減少した資産の数量を記載してください。なお、減少区分「2.一部」に該当する場合には、減少した数量を記載してください。

前年中に減少した資産の取得価額を記載してください。なお、取得価額の減少額を記載してください。

資産の種類 行番号	抹消コード	資産の名称等	数量	取得年月		取得価額 円	減少の事由及び区分 1.全部 2.一部	所有者 氏名	摘要
				年	月				
01							1・2・3・4		
02							1・2・3・4		
03							1・2・3・4		
04							1・2・3・4		
05							1・2・3・4		
06							1・2・3・4		
07							1・2・3・4		
08							1・2・3・4		
09							1・2・3・4		
10							1・2・3・4		
11							1・2・3・4		
12							1・2・3・4		
13							1・2・3・4		
14							1・2・3・4		
15							1・2・3・4		
16							1・2・3・4		
17							1・2・3・4		
18							1・2・3・4		
								小計	

平成28年1月1日以後に提出する償却資産申告書の様式に

## マイナンバー（個人番号）・法人番号の記載欄が新設されました

### 1 マイナンバー（個人番号）・法人番号の記載について

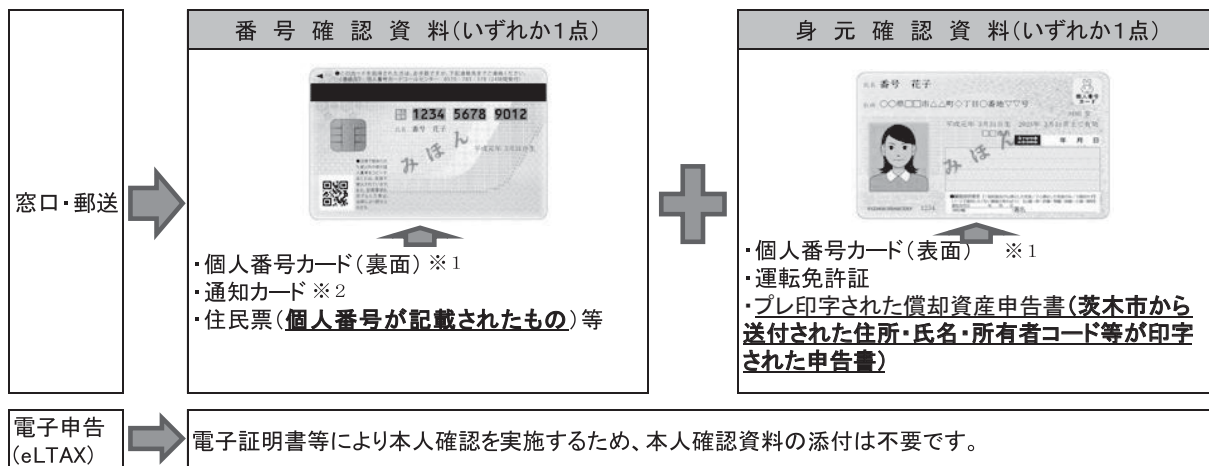
申告の手引P.11（申告書の記載例）をご参照いただき、個人の方は12桁の個人番号を、法人にあっては13桁の法人番号を、所定の記載欄に右詰めで記載してください。

### 2 本人確認資料について

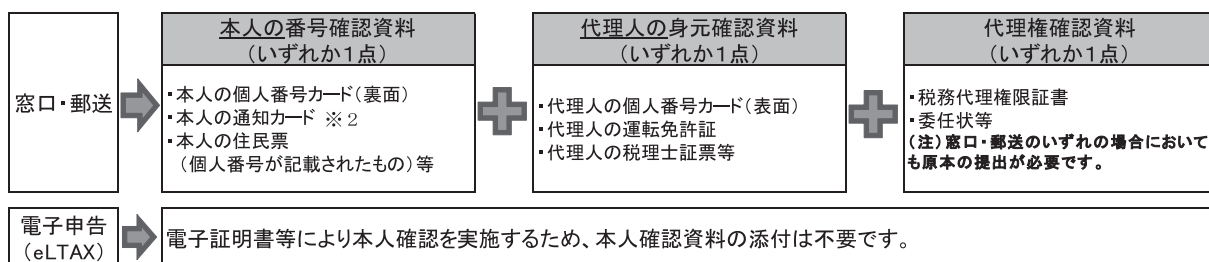
個人番号を記載した申告書をご提出いただく場合、マイナンバー法に定める本人確認（番号確認、身元確認及び代理権確認）を実施いたします。以下の①又は②の本人確認資料をそれぞれ1種類ずつ提示していただきますようお願いいたします。

郵送の場合は、①又は②の本人確認資料の写しを添付してください。なお、法人番号を記載した申告書をご提出していただく場合、本人確認資料の添付は不要です。

#### ① 本人が申告書を提出する場合



#### ② 代理人が申告書を提出する場合



※1 本人が申告書を提出する場合、個人番号カードは番号確認及び身元確認の両方の確認資料となります。

※2 「通知カード」については令和2年5月25日に廃止されました。通知カードの記載事項が住民票の記載事項と一致している場合は、番号確認資料として引き続きご利用いただけます。

### 3 その他

マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。制度の趣旨をご理解いただき、マイナンバーの記載にご協力ください。ただし、マイナンバーの記載がない場合でも、申告書は有効なものとして受理いたします。また、本人確認資料の不備等により本人確認ができない場合、申告書への個人番号の記載はないものとして受理いたしますので、あらかじめご了承ください。